3　ホース延長用資機材は、次に掲げる要件に該当するものであること。

［一～三　略］

四　大型化学消防車、甲種普通化学消防車、大型化学高所放水車又は消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車に確実に固定でき、かつ、防災要員二人以内で安全かつ迅速に積卸しできるものであること。

［4・5　略］

（特定事業所の要件及び防災要員）

第十七条の三　令第七条第六項の特定事業所で総務省令で定める要件は、前条第一項各号に規定する装置又は機械器具を有し、又は搭載している次の各号に掲げる防災資機材等ごとに、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一　遠隔操作装置を搭載している大型高所放水車

イ　当該特定事業所に令第八条第一項の表の第一欄から第三欄までに掲げる区分に該当する屋外貯蔵タンクがある場合

(1)　すべての当該屋外貯蔵タンクの周囲に次のいずれかの消火活動の用に供する場所（特定通路（石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令（昭和五十一年通商産業省・自治省令第一号）第六条第六号に規定する特定通路をいう。以下同じ。）その他消防自動車を配置し、防災要員が消火活動を行う場所をいう。以下「消火活動場所」という。）があること。

(i)　大型化学消防車又は大型化学高所放水車、大型高所放水車及び泡原液搬送車による消火活動場所

(ii)　大型高所放水車及び消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車による消火活動場所

(2)～(4)　略

3　［同上］

［一～三　同上］

四　大型化学消防車、甲種普通化学消防車又は大型化学高所放水車に確実に固定でき、かつ、防災要員二人以内で安全かつ迅速に積卸しできるものであること。

［4・5　同上］

（特定事業所の要件及び防災要員）

第十七条の三　［同上］

一　［同上］

イ　［同上］

(1)　すべての当該屋外貯蔵タンクの周囲に大型化学消防車又は大型化学高所放水車、大型高所放水車及び泡原液搬送車による消火活動の用に供する場所（特定通路（石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令（昭和五十一年通商産業省・自治省令第一号）第六条第六号に規定する特定通路をいう。以下同じ。）その他消防自動車を配置し、防災要員が消火活動を行う場所をいう。以下「消火活動場所」という。）があること。

［新設］

［新設］

(2)～(4)　同上

ロ　当該第一種事業所に、高さが二十メートル以上の場所で石油を貯蔵し、又は取り扱う建物その他の工作物（屋外タンク貯蔵所を除く。以下同じ。）がある場合であつて、当該第一種事業所に係る自衛防災組織に大型化学消防車、甲種普通化学消防車、普通消防車、大型化学高所放水車又は消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車が備え付けられている場合

(1)　すべての当該工作物の周囲に大型高所放水車による消火活動場所及び大型化学消防車、甲種普通化学消防車、普通消防車、大型化学高所放水車又は消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車による消火活動場所があること。

(2)　略

ハ　当該第一種事業所に、高さが十五メートル以上の屋外貯蔵タンク（令第八条第一項の表の第一欄から第三欄までに掲げる区分に該当する屋外貯蔵タンク及び同条第二項に規定する送泡設備付きタンク（以下「送泡設備付きタンク」という。）を除く。以下同じ。）がある場合であつて、当該第一種事業所に係る自衛防災組織に大型化学消防車、甲種普通化学消防車、大型化学高所放水車又は消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車が備え付けられている場合

(1)　すべての当該屋外貯蔵タンクの周囲に大型高所放水車による消火活動場所及び大型化学消防車、甲種普通化学消防車、大型化学高所放水車又は消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車による消火活動場所があること。

(2)　略

［ニ　略］

ロ　当該第一種事業所に、高さが二十メートル以上の場所で石油を貯蔵し、又は取り扱う建物その他の工作物（屋外タンク貯蔵所を除く。以下同じ。）がある場合であつて、当該第一種事業所に係る自衛防災組織に大型化学消防車、甲種普通化学消防車、普通消防車、大型化学高所放水車又は大型化学高所放水車が備え付けられている場合

(1)　すべての当該工作物の周囲に大型高所放水車による消火活動場所及び大型化学消防車、甲種普通化学消防車、普通消防車又は大型化学高所放水車による消火活動場所があること。

(2)　同上

ハ　当該第一種事業所に、高さが十五メートル以上の屋外貯蔵タンク（令第八条第一項の表の第一欄から第三欄までに掲げる区分に該当する屋外貯蔵タンク及び同条第二項に規定する送泡設備付きタンク（以下「送泡設備付きタンク」という。）を除く。以下同じ。）がある場合であつて、当該第一種事業所に係る自衛防災組織に大型化学消防車、甲種普通化学消防車、大型化学高所放水車又は大型化学高所放水車が備え付けられている場合

(1)　すべての当該屋外貯蔵タンクの周囲に大型高所放水車による消火活動場所及び大型化学消防車、甲種普通化学消防車又は大型化学高所放水車による消火活動場所があること。

(2)　同上

［ニ　同上］